

ヒューマンテック通信

今月のテーマ

雇用保険制度の見直しの方向性にかかる労働政策審議会の報告が公表されました

労働政策審議会（職業安定分科会雇用保険部会）で議論されてきた雇用保険制度の改正について、報告が公表されました。報告には雇用保険制度の適用拡大や育児休業給付金の拡充など実務に大きく影響する内容が盛り込まれており、すでに一部は改正法案について諮問がなされています。本紙では、とくに注目される改正の概要について、改正法案の内容も踏まえて見ていきます。

【雇用保険部会報告の主な内容】

1. 雇用保険制度の適用拡大（2025年10月～）

雇用保険の適用対象を週所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者に拡大する。

2. 基本手当（失業保険）給付制限期間の見直し（2025年4月～）

- 給付制限期間を2ヵ月から1ヵ月へ短縮する。ただし、5年間で3回以上の正当な理由のない自己都合退職の場合には引き続き給付制限期間を3ヵ月とする。
- 離職期間中や離職日前1年以内に、自ら雇用の安定および就職の促進に資する教育訓練を行った場合には、給付制限を解除する。

3. 教育訓練給付の拡充等（2024年度中）

- 特定一般教育訓練給付金について教育訓練後に資格取得等した場合には、現行の受講費用の40%に加え、10%を追加で支給する。

- 専門実践教育訓練給付金について、現行の受講費用の50%+追加給付20%に加え、教育訓練受講後に賃金が5%以上上昇した場合には受講費用の10%を支給し、最大で受講費用の80%の支給とする。
- 2024年度末までの暫定措置とされている教育訓練支援給付金について、給付率を基本手当日額の80%→60%とした上で、2025年度から2年間延長する。

4. 教育訓練休暇給付金の創設（2025年10月～）

自主的に教育訓練を受けるための無給の休暇を取得した場合に、自己都合で失業した場合と同等の給付を支給する。

5. 出生後支援給付の創設（2025年4月～）

子の出生直後の一定期間以内（男性は出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に被保険者とその配偶者がともに14日以上の子の育児休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付とあわせて給付率80%相当額とする。

6. 育児時短給付就業給付の創設（2025年4月～）

2歳未満の子を養育する被保険者が育児のため短時間勤務をしている場合、原則として時短勤務中の各月に支払われた賃金額の10%を給付する（一定額を超えた場合、逡減）。

●労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126980_00007.html

キャリアアップ助成金（正社員化コース）が拡充されました

非正規雇用労働者を正社員に登用した場合に、助成が受けられるキャリアアップ助成金（正社員化コース）が拡充されました。

内容	現行	変更後	
①助成金（1人当たり）の見直し	支給対象期間	6ヵ月	12ヵ月
	助成額	57万円 (42.75万円)	80万円 (60万円)
②対象となる有期雇用労働者の雇用期間	6ヵ月以上3年以内	6ヵ月以上	
③正社員転換制度を新たに規定し、実際に転換等した場合の加算	—	20万円 (15万円)	
④多様な正社員制度を新たに規定し、実際に転換等した場合の加算	9.5万円 (7.125万円)	40万円 (30万円)	

※（ ）内は大企業の助成額および加算額

●キャリアアップ助成金「正社員化コース」を拡充しました！

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001172971.pdf>

労災保険の特別加入制度の対象範囲が拡大されます

2023年5月にフリーランス・事業者間取引適正化等法が公布され、その付帯決議にて、フリーランスの労災保険の特別加入の対象拡大が求められていました。それを受け2023年12月の厚生労働省労働政策審議会（労働条件分科会労災保険部会）で特別加入制度の見直しに関する改正省令案が諮問され、妥当との答申がなされました。改正のポイントは以下のとおりです。

【改正省令案のポイント】

1. 新たに加入対象となる業務

フリーランス・事業者間取引適正化等法に規定するフリーランスが発注事業者から業務委託を受けて行う業務（既存の特別加入の業務を除くすべての業務が対象）

2. ①にかかる特別加入保険料率

一律3/1000

3. 対象拡大の開始日

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行の日

●第110回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37030.html

能登半島地震に伴う特例措置に関するリーフレットが公開されています

本年1月1日に発生した能登半島地震を受け、厚生労働省では各種特例措置についてのリーフレットを作成し、公開しました。事業主向けのリーフレットの主な内容は次のとおりです。

- 助成金、新卒採用、労働条件、労災補償などに関する各種相談窓口の案内
- 地震により休業する場合の手当の支払いや、派遣労働に関するQ&Aの案内
- 従業員に休業手当を支払った場合の雇用調整助成金の案内
- 災害により事業所が休止・廃止した場合の失業給付の受給についての案内 など

●被災された事業主の方へ 令和6年能登半島地震に伴う特例措置のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001195028.pdf>

●被災された従業員の方、仕事をお探しの方へ 令和6年能登半島地震に伴う特例措置のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001195027.pdf>

2024年4月から労災保険料率に変更されます

2024年4月より、20の業種で労災保険料率に変更されます。該当する事業は今年度の概算労働保険料の申告に影響がありますので、留意してください。

【労災保険料率に変更される事業（一部抜粋）】

事業の種類 の分類	事業の種類	現行	改正案	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の62	1000分の34	↓
	機械装置の組立てまたは据付けの事業	1000分の6.5	1000分の6	↓
製造業	食料品製造業	1000分の6	1000分の5.5	↓
	電気機械製品製造業	1000分の2.5	1000分の3	↑
	その他の製造業	1000分の6.5	1000分の6	↓
運輸業	貨物取扱業	1000分の9	1000分の8.5	↓
その他の事業	ビルメンテナンス業	1000分の5.5	1000分の6	↑

●労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001181564.pdf>